



# 島根県報

令和4年8月30日（火）

号外第96号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【特定調達公告】**

島根県漁業取締船「せいふう」中間検査及び修繕整備工事に係る一般競争入札の（水産課）2  
実施

**特 定 調 達 公 告**

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

令和4年8月30日

島根県知事 丸 山 達 也

**1 入札に付する事項****(1) 件名及び数量**

島根県漁業取締船「せいふう」中間検査及び修繕整備工事 一式

**(2) 入札案件の仕様等**

入札説明書による。

**(3) 整備期間**

令和4年10月17日（月）から同年12月5日（月）まで

**(4) 引渡場所**

請負造船所岸壁

**2 入札方法**

落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書には見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を記載すること。

**3 入札に参加する者に必要な資格**

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。

(4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目の大分類「5車両船舶類」、小分類「(2)船舶」に登録されている者であること。

(5) 島根県が行う物品の売買、借入れ等に係る入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

(6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）第4条第1項に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

(7) 島根県漁業取締船「せいふう」の航行区域内にあり、かつ、「せいふう」の基地港である七類港（島根県松江市）から海上距離で300マイル以内にドックを有していること。

(8) ドックの設備が総トン数125トン以上の軽合金製船舶を出入架し得る能力を有していること。

(9) ドライドック（乾ドック）を有していること。

**4 入札手続等**

(1) 入札書の提出場所、契約を交わす場所及び問合せ先

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

島根県農林水産部水産課 資源グループ

電話 0852-22-5315 F A X 0852-22-5929

(2) 入札説明書の交付期間及び交付方法

本公告の日から令和4年10月4日（火）までの間（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する休日を除く。）、(1)の場所において交付する。交付時間は、午前9時から午後5時15分までとする。

なお、希望する者には、交付期間中に電子ファイルを電子メールに添付して入札説明書を交付するので、会社名、担当部課名、担当者名、電話番号及び返信先電子メールアドレスを明記して(1)の問合せ先まで申し込むこと。

(3) 入札説明会

実施しない。

(4) 入札書の提出期限及び提出方法

ア 提出期限 令和4年10月12日（水）午前9時30分まで

イ 提出方法 持参又は郵送。ただし、郵送の場合は、令和4年10月7日（金）午後5時15分までに到着していること。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和4年10月12日（水）午前10時から

イ 場所 島根県庁本庁舎6階603号室（島根県松江市殿町1番地）

5 その他

(1) 契約の手續に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約希望金額の100分の5以上を入札の開始までに納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当すると認められる場合は、免除する。

なお、入札保証金の免除に関する誓約書の提出があった場合は、同規則第61条の2第3号に該当するものとする。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、落札者が島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

なお、契約保証金の免除に関する誓約書の提出があった場合は、同規則第69条の2第7号に該当するものとする。

(4) 入札希望者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書の交付を受け、令和4年10月6日（木）午後5時15分までに入札説明書に示す入札参加資格確認申請書を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札したとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

(6) 契約書の作成の要否

要する。

(7) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときには、島根県農林水産部水産課に報告するとともに警察

に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary

- (1) Nature and quantity of services required : Legal inspection and servicing of Fisheries Patrol Vessel “Seifu” , complete set
- (2) Deadline for bid : 9 : 30 a.m. on October 12, 2022 (Wednesday)  
Applications accepted in person or by mail  
Applications by mail must arrive at the address below by 5 : 15 p.m. on October 7, 2022 (Friday)
- (3) Contact : Resource Group, Fisheries Division, Department of Agriculture, Forestry and Fisheries, Shimane Prefectural Government, 1 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane-ken, 690-8501 Japan  
TEL : 0852-22-5315 Fax : 0852-22-5929